

子産の政治論（九）

山岡利一

1 礼治と法治

中國の古來政治の形態に関する説は二つある。それは徳治主義と法政主義であることは歴史が明確に証明している。

徳治主義とは為政者が自らの徳を以て民を統治せんとする主義であつて、文公が敬は徳の衆なり、能く敬すれば、必ず徳有り、徳以て民を治むとは此の間の消息を物語つてゐる。

文公曰敬徳之衆也能敬必有徳徳以治民（在春秋法正經）

為政者が命令を下さずとも、人々が自然にその徳に感化せられ、悪を去つて善に移り世が平和になる。換言すれば、無為にして治まる

ことをその理想とするものである。論語に徳治主義の理想像として舞を挙げて賞讃して次の如く陳述している。無為にして治まるものは其れ舞か、夫れ何をか為す。己を恭しうして正しく兩面するの

み」と。

無為而治者其舞也与夫何為哉恭已正兩面而已矣

（論語）

とあるが、正しく、これは徳治政治の理念ともいへべきである。此の主張は孔孟以来の主張するところである。為政者の幸福を中心とする法家の法政主義と対照的な政治思想である。その徳治主義のあり方として、

政を為すに徳を以つてす。譬へば、北辰の其の所に居て衆星の之に共（おな）うが如し、

為政以徳譬如北辰居其所而衆星共之

（論語）

と、徳治の法政に優れる所以を力説している。

それに対しても法政主義がある。法家の主張するところである。その説く所は法律を重じて道徳を軽んじ、礼義を排し、刑名法術を中心としたを行ふ政治を帝王の道とする。それは、王の統治権の絶対性を否定し、法律に準拠する政治を主張する近代市民國家の政治理論

である。法は法家より出でと書はれているが、その「法家は理官より出づ、信賞必罰、礼制を輸く。易にいう、「先王は以つて罰を明らかにして法を防ぐ」(易經) これはその長する所である。刻者はこれを為すに及べば則ち教化無く、「愛を去り、専ら刑法を任じて治

を教さんと欲し、至親を残害し、恩を傷け、厚を薄くするに至る。」

(漢書芸文志)

法家蓋出於理官信賞必罰以輔禮制易曰先王以明刑防法此其所長也及刻者為之、則無教化去仁愛專任刑法而欲以致治至於殘害至親傷

恩薄厚(漢書芸文志)

更に、法家は嚴にして恩少し。然れども、その君臣上下の分を正す
も改むべからずと

法家庶而少恩然其正君臣上下之分不可改矣(司馬談、論六家要旨)
文)

四庫提要の子の法家類には、

刑名の学は周季に起り、その術、型世の取らざることと為す。

然れども遺篇を流覽し法戒を兼資し、管仲諸家を復れば、刻薄寡恩の非を知るべし、彼の前車に鑒み、即ち端に克ち本を治むる所以なり、曾翠の所謂その籍を滅さず、乃ち放絶に善き者か、姦孽の編む所に至っては疑獄を闡明し、桂良の錄する所は祥刑(詳刑の意で刑罰の意を用い慎重にする) を矜慎し、並に義は平を取持し、道は教を資第し

類從して錄すと雖も均しく法家に隸す。然れども議を立つこと同じからず。心を用うること各異なり、虞延の欽恤(みゆせき)において亦裨有るに属す。是をもって仍ほ旧史に準じて此の一家を錄す、と。

刑名之学起於周季其術為聖世所不取然流覽遺篇兼資法戒觀於管仲諸家可以知刻薄寡恩之非鑒彼前車即所以克端治本曾翠所謂不減其籍乃善於放絶者歟至於疑獄所編闡明疑獄桂良所錄矜恤祥刑並義取持平道資弼雖類從而錄均該法家然立議不同用心各異於虞延欽恤亦属有裨是以仍準旧史錄此一家焉(四庫提要)

以上に挙げて法家の輪廓を把握することが出来たであろう。然れども法は法家は一系統の学派を成為せし時は甚だ早く、蓋し慎到、尹文・韓非より以後なるも、法は法家は甚だ早く、管仲子產は確かに已にその萌芽たり。正確に言ひえば、

法は法家成為一有系統之学派為時甚晚蓋自慎到尹文韓非以後然法
主義則起源甚早管仲子產確已萌芽(梁啟超、先秦政治思想史)

法は法家は春秋の中葉より起り、越國に遠んで大盛となり、その後然る所以は皆社会現象の前古絶異に繋り一大革命勃發し、隨處に迫る。故に当時の政治家は此の時勢に應ぜざるを得ずして救濟の道を講ず。鄭の子產刑鼎を鋏す。晉の叔向之を難んす。子產曰く、不才、子孫に及ぶ能はず。吾以つて世を救う。救世の一語は当時の法は法家の唯

一の精神と謂うべきである。蓋し一種の方便法門たるを識る。(方便とは
手段を教うために便り設けた手段、法門とは門へ出入する所をいう)
弁生を教うために便り設けた手段、法門とは門へ出入する所をいう)

法治主義起於春秋中葉遠戰國而大盛而其所以然者皆緣社會現象與
前古絕異一大革命之起迫於周禮故當時政治家不得不應此時勢以辟
救濟之道鄭子產鑄刑鼎晉叔向難之子產曰儒不才不能及子孫吾以救
世也救世一語可謂當時法學家唯一之精神蓋識為一種之方便法門也

(梁啓超、中國法理學發達史論)

礼治と法治との関係を以上略述したのであるが礼治にしろ法治にし
ろ何れも救世救國は為政者の純真な意図や保身より出でたものでそ
の方法論たることを知る。その理論論と現実論の相違のあることは
認めざるを得ないのである。

2 礼治より法治へ

鮮死焉水懦民狎而亂之則多死焉(春秋左氏昭公二十年)
孔子も「政治は寛緩なれば民は狎侮し、狎侮せば、猛烈に取締る。
猛烈なれば民も残忍になり、残忍なれば政治は以つて調和す」と評
している。仲尼曰善哉政寬則民慢慢則糾之以猛猛則民殘殘則施之以
寛寛以濟猛猛以濟寛政是以和(春秋左氏昭公二十年)だが秩序を保ち國家的面
目を保つために加えられる制裁は畢竟私情を挟み公平を欠き主觀的
になり政治の破綻を将来することになる。そこで客觀的制裁こそ望
ましいとい觀點から子產は刑律を客觀的ならしむためにその条文を
講じて國民に明示することになったのである。

刑書を説く。即ち子產は法治を用いて礼治の救世主義に代替した
のである。伝(昭公六年)に言つ「三月、鄭人、刑法を鼎に彌りつけた
り、(刑書を鼎に彌りつけた)叔向、子產に書を詔らしむ。(詔は通る)それは
次の如し、始め、吾、子を度度して己の法と為す。(度度って自分の
法と)今は止む、昔、先王、事を計りて裁き、規定したる罰を立てさせ
りしは、民に争心の起るを恐れなければなり。(事を計つて法を決め、予め
法を設けたのは、民にからむ)それにも拘はらず、猶ほ悪事を防止し得さ
りし故に、防止するに(防ぐ)義を用ひ、擧ぐるに政治を用ひ(耕は學
んで居る)身を行ふに礼を用ひて、立場を守るに信を用ひ、人を整うに

子產の政治理念は卒去の年(昭公二十年)の言にみることが出来る。
それは子產、子大叔に謂いて「我死せば、子必ず政を為さん。唯だ
有徳者のみ能く寛を以つて民を服す。その次は猛に如くはなし。そ
れ火は烈、民望みて之を畏る故に死するもの鮮くなし、水は懦弱、
民狎れて之を厭ぶ則ち死するもの多し、故に寛は難し」と。
我死子必為政唯有徳者能以寛服民其次莫如猛夫火烈民望而畏之故

(義) 仁を用ひ、禄と位とを定め教に従う者を勧奨し(教に従うも) 刑罰を嚴格にし淫なる者を威嚇し猶ほ不充分なるを懼れ民に誠実を教へ身の行を畏懼させ(氣は相)、各自の務を諭し、和を以って使ひ(謀得民を) 敬をもつて之に臨み、威儀もつて事に命じ、然かも罪を裁くに恩愛の情を棄てて之を行ひたり(斷思即ちばざり)。王公は聖哲に、卿大夫は明察なり(上は公王、官)。誠実なる諸官の長、慈愛深き民の師(政綱)を求む。民ごとににおいて任使すべく、禍乱を生ぜず。民刑辟有るを知らば、則ち上を忌れず(舊法に移る故)皆争心有りて文書に微し(振りぬ)罪を免るるは微幸なるも(孔疏に法を作つて文章に書かばが、詐すところのは必ずしも法とぴたりするとは限らない、心を生るるによつて能はにら上手に偽りをするによつて冤罪はあるので免れることができない)。統治するを得ず。夏、亂政ありて禹刑作られ(禹の如によつて四・禹)、周、亂政ありて九刑作らる。(九刑とは刑の舊名で九とはそれが中庸は九刑から成立していいたので中) 三刑法の興りしは始めて隆盛に赴く世に起らざるが、衰世に向つての時なり。今、吾子、鄭國を相け封洫を改め(襄公三十) 民の非難を浴びたる惡制度を設け、三代の末法を模倣し(三辟を創するといふのは、三代の末法を用うることをいふ。正義にいふ三代は後嗣の故より取りて創じ法となす。子産も亦三代の見聞するところに基づいている。善く説くものである) 定め書を彌りて民を靖んせんとせしむるも亦難からざるにあらずや。

詩(詩經)に曰く「かの文王の徳に則りて、日日に四方の国を靖んせん」(詩經に曰く文王は法をもつて聖式となる)とあり、又「かの文王に則りて、四方の国人、昨らず」(詩經人雅にいう文王は法を作つて天下の人々に信ぜられた。学は信なり)。かくの如きは、何の刑か要らむ(そのわけは聖法と信とをもつ)。雖刀の末、尽く言ひ争はむ(雖刀の末とは小)訴訟甚多く(詐取とは活取で四)賄賂並び行はれ、吾子の世終らば、鄭、朽ち果てん。吾聞く、國の滅亡せんとするや、必ず改注多からん。今の鄭のこととを書ひしならん。子産、復書して、次の如く告へり。

吾子の言の如し(は如なり)吾不才なるも、子孫に及ぶ能はず。吾以つて世を救はん。命を承けざるも敢へて大恵を忘れん。(叔向の答へる) 〔成を以て厚情とし〕

案するに、正義に曰く、子産の刑書を鼎に錆せしを叔向これを賛む。

趙鞅の刑を鼎に錆せしを仲尼これを譏りしは、この伝文の如し、刑の輕重は民に知らしむべからず。李悝の法を作り、蘿何の律を制定して天下に頒し兆民に懸けたり。秦漢以来これを能く革むる者なし、今これを覗るに、一日も律無かるべからざるを當と為す。吏、古所謂の刑を取るものである)定め書を彌りて民を靖んせんとせしむるも亦難からざるにあらずや。

頃ち國を建つ。邑を作るに卿大夫に命じ、諸侯奕世（エキセイ）相承け、大夫も亦子孫絶えず、皆、國は我が土たり、衆も實に我が民たるを知る。自ら愛憎の心ありて殘敗の意を生ぜず。故に法を設けて刑を待ち、事に臨んで罪を議するを得、予め民に告げ、今より常に怖懼を懷く。

仲尼、叔向その刑書を鋗するを讒刺せり、秦漢以来天下統一し、長吏、時をもって代を遷せり。その民、復、己が有に非ず、懦弱なれば、殿負となり、強猛ならば、称職（公卿）なる。且つ強域（田坂）幽遠にして戸口溢（多く）多く、大群、千里にあまり、上県、万をもって數へられ、豪横（おごり、ほし）なる者、邦邑を陵踏（みづける）し、桀健なる者、閭里に雄張（ゆき勢力）せり、故に漢世の酷吏、刑誅に専任せり。或は情を肆誣（し）し殺戮を好み、不撓の威を成す。衆に違ひ己を用ひ、予測し難き知を表はし、残骸を積み牢を満し、血を流し野を赤くし、国都に至りては若鷹（自たかは見えない兎入たとえ）に号せられ、延年（養生）して屠伯の名（居者の人を殺戮する者の名、やした）を受けたる者、復、その殺伐を信じ、その縱合を任せ、必ず變常を喜怒し、愛憎、意を改め、法を作りて以てこれを齊へざるを得ず、衆に宣し、これに令し犯すところには条に当つ。法をもってこれを処断し、疑ひて決する能はざれば、則ち之を上府に讞（罪を取）り。故に万民以て察察

するを得て天下以て治まり、聖人、法を制して善からざるにあり。古、今に移すべからず（這是移である）今人の為すところ能く理ならざるなり。以て用に周きに足る。所謂、民に親しみ、教を設け、時に遭ひ宜しきを制したりとは此道を謂うなり」

正義曰：子產鋗刑書而叔向質之道缺鋗刑鼎而仲尼鍛之如此伝文

則刑之輕重不可使民知也而李悝作法商何造律煥於天下歷於兆民秦漢以來莫之能革以今觀之不可一日而無律也為當吏不及古民偽於昔為是聖人作法不能經遠古今之政何以異乎斯有旨矣古者分地建囯作邑命家諸侯則奕世相承大夫亦子孫不絕皆知國為我土衆実我民自有愛憎之心不生殘敗之意故得設法以待刑惡事面譏罪不須予以告民自此懷怖懼故仲尼叔向所以譏其鋗刑書也秦漢以来天下為一長吏以時遷代其民非復已有懦弱則為殿負強猛則為稱職且疆域閭達戸口溢多大群竟余千里上縣數以万計豪橫者陵踏邦邑桀健者雄張閭里故漢世酷吏專任刑誅或乃肆情好殺其不撓威：違衆用己以表難測之知至有積骸滿穿流血丹野剤都被若鷹之号延年受屠伯之名若復信其殺伐任其縱合必將喜怒變常愛憎改意不得不作法以齊之宣衆以令之所犯當條則斷之以律疑不能決則獄之上府故得万民以察天下以治聖人制法非不善也古不可施於今今人所作非能聖也足以周於用所謂親民設教遵時制宜謂此道也

（春秋為伝正義卷四十三）

この一篇の議論は即ち封建時代に礼治あり、諸侯も累世相承け、大夫の子孫絶えることなく、國は我が土であり、衆は實に我が民であ

る。刑法を需めるなく、時勢の変遷に追って、酷吏の殺戮するを好み、ために種々の流俗（（おとからほつ））を免れない。だから法を作つてこれを斬り殺さざるを得なかつたのである。大衆に宣し、更に之に令したのは法治が此の時代性を証明することが出来る。「刑書を鼎に鋸す」とは杜氏は刑書を鼎に鋸すると訓みなし、若干の条文を規定したのは国人に向つて意志を公開するためであつた。彼は金属に鋸したわけは二つの意義がある。一つは改鑄することが出来ないし、一つは容易に毀損することは出来ないためである。後人が鉄の纪律と同様であると形容するものであるが、それは改移することが出来ないからである。胡適の中国哲学史大綱に「子産の金刑は又極めて粗笨な刑鼎である」と。

子産的金刑還是極笨的刑鼎（胡適中国哲学史大綱）

胡氏はこの金属の意義に対し大いに体会（（よく悟る））を欠いてゐる。彼は頻繁なる移動を用いないならば、それは粗笨である。歐洲のローマ法も亦、十二綱表に鋸している（（金属をとかして鋸る））それは必ず金属をもつてこれを鋸しているのは子産とその意味は同じである。子産は西紀元前五百八十二年より同五百一十二年までに（（五十一年））あり、ローマ法は西紀元前四百五十年、相去ること幾かに約百年である。思い掛なく中国と歐洲とは叶はずもあり。唯だ子産は又彼の利用していた広場の間に陳列して一般の国人の観覽に供した。

梁啓超は成文法の公布であるといふのは、最も確かに当つてゐる。これは治法を変更した事情を叔向は聞いて、駭怪（（おどろき））の念を引き起し、書き及んでこれを責めた。又この挙動は破天荒であることを証明することが出来る。梁氏の先秦政治思想史に書う「法家に一系統の学派をなすものあるも、時甚だ遅く、慎到・尹文・韓非子より以後法政主義の起源は甚だ早く、管仲・子産は確かにその萌芽なり。」だがこの層を区分すれば、管仲は軍政と經濟の方面に偏重したし、子産は完全に政治を建て直した。二人の同じからざる点は又夫々地勢によつて然ら使しめたのである。管仲は表面には男性的な局勢に処し、広い土地、大衆は自然、富強に従つて発展したし、子産は列強環りに逼つた中心地に処し、疆域は狭小、公族は凶惡横道を擅にし、地方は秩序なく、隨時乱を招き覆（（ひっくり返す））するに充分であった。政治を整えて發展に従つた。治法は管仲に較べて専ら優れている。春秋は三代の余影を受けている。かようのわけで礼治は中國の伝統的なものとなつた。伝統的統治の古法を変更しようとした。遠大な眼光がなければ容易に到達出来ないのである。そこで子産はよく潮流の趨勢を審かに察したのである。此の時代になつて礼治は群衆を犯取（（犯す））するに足りない。そこで一つの救濟的弁法を想起した。これは眞に政治の大革新家たるに愧じない。叔向は既に多くの腐爛した古い習慣について言つてゐるが、駁斥する

価値がない。「橋不才にして、子孫に及ぶ能はず、吾は以つて世を救はん」と。(春秋左氏伝)、大変な深意がある。法治の礼治に代替したのに關して、我国の穏健慎重の理論があるが、「それには原始社会は礼治社会なり、凡そ宗教道德習慣法律は悉く挙げて諸礼儀の中に包まれていて勿論何れの社会も皆礼治は法治より先んず。これは古代史及び蛮夷探險記に従して記して見るべきものなり。中国古代、礼は徳をなす形をいう。礼は行為の有形的規範、道徳の外に表現したものなり。社会発表の初期に當つて民智蒙昧(愚かで退屈)、抽象的原則に依る能はず。以つてその行為を規制し故に日用行習の共同生活者に最も適応するものを取り、具体的儀容(みじかば)を設け、これに遵從(したがひよ)せしめた。則ちその社会の安寧を保持、秩序の発達を助くるに最も力あり、故に、上、君臣父子兄弟夫婦朋友より下、冠婚喪祭、宮室衣服飲食器皿、言語容貌進退に速ぶまで凡そ一切の人事、大となく、小となく悉く礼の範囲に納入し、それ、礼の範囲のその広大さは此の如し。この原始社会に在りてその人民は未だ秩序ある生活に慣れず、これをもつてこれを制裁して甚だ有効なりしは、至つて見易し。かの社会の確立に及んで知識稍々進み、人々よく事物の性質に応じ適宜の自治行為をなし、復、器械形式をもつてこれを制御(自己と同じ、相手を支配する)し固定の礼儀を取ること無し。或は却つて人文の進化と反比例を成し、これ礼治の弱して

敗れたる所以なり。」(宋呂祖謙著「中國法理學」)此の話は社会的原始状態と社会群治の推進に對して説いているが、一部の理由がある。惟、一部の理由は礼治の窮屈点に對してである。その弱して敗れたのをいうのである。意義も尙お未だ全く足りないが、若し果して中国の話に關して礼治の潛勢力數千年来、滄浪(くわうろう)夾髓(くわうじやく)は依然として存在し、此の觀点上にあつて現在礼治と法治二つに従つてこれを言ひ聞くことが出来る。中国の礼治は三代の遺留である。これを保守するものは即ち儒家である。孔子は儒家の領導者(主導者)である。春秋の法治の萌芽の時に當つて彼は却つて極端に主張せず。これを言ひ聞くことが出来る。中国の礼治は三代の遺留である。これを守る者は即ち儒家である。孔子は儒家の領導者(主導者)である。春秋の法治の萌芽の時に當つて彼は却つて極端に主張せず。恒に礼治・法治の二つを提出して比較してきた。これは「これ(民)を導くに政を以つてし、これを齊するに刑罰をもつてし、民は刑罰を免れて恥づることなし。これ(民)を導くに道徳をもつてし、之を斎うに礼を以つてし、恥あって且つ格らん」、(道之以政齊之以刑民免而無恥道之以德齊之以礼有恥且格「論語卷八」)、道徳と政刑とを區別して國を治める利害をいう。中国の政教一致の理を知ることが出来る。民免れて恥じることはない、とは当然到らすして恥有つて正すことあるに比して、又いう「政は正なり」。(論語卷八)子、帥いならば、誰が正しくるのに正をもつてしたないであろうか。大方、己を正して後、人を正す。自分を整して物を率いることが出来る。

根本に従つて養成したのは積極的であった。質直の治安策五にいう

「凡そ人の智は能く已に然るを見るも、将に然るを見る能はず。それが礼は将に然るの前を禁じ、法は已に然るの後を禁むす。」

凡人之智能見已然不能見將然失礼者禁於將然之前法者禁於已然之後

(前漢書卷四十八)
(前漢書卷第十八)

第一に社会の各々を良くせんとして礼治を需めたのであるが、これは法家の為すことの出来ないところである。法治に至っては礼治の弱したところを濟い。当然群治推進の世に適合しているのである。これは又韓非子の説を証明することが出来る。韓非子の言に「今、不才の子あり、父母これを怒るも改を為さず。鄉人これを諭むるも動を為さず。師長(先生者)これに教つるも変を為さず。父母の愛、鄉人の行、師長の智をもってしても終にその脛毛すらも動かさず、改めず、官兵を操り、公法を推し、姦人を求索して後、恐懼してその節を変へ。その行を易う」(今有不才之子父母怒之不為改鄉人諭之不為動師長教之弗為變夫以父母之愛鄉人之行師長之智而終不動其脣毛不改操官兵推公法而求索姦人然後恐懼變其節易其行矣) (韓非子五蠹篇) これは社会道德の堕落の表徴である。危害を防止し秩序を保持しようとしてこの有効な制裁を利用する事が出来ず、消極的にこの社会の中に道徳を極めた人をかららしめ、此の機械化の中に納れようとしている。これは儒家の希望せざるところであるが、然かも中國において子産が法治を肇始してから影響は戦國に

及んで、法家はこれより種を接して起り法治は当時の効率において極めて大きく、儒家の孟子・荀子等が起つて来たが、終にその企図を搖惑(かき乱)し、有効の手段を強くするに足りない。秦の如きは商鞅を用いたのは即ちその明らかな証拠である。ただ儒家の将来に残缺を抱守して職志としたが (職志とは職務を主とし業を成しん) で英才を育てることを職務とし、責任をもって何が肝要であるかを比較し、發展は当然なことだが何が偉大であるかを比較し、一たび漢 (炎帝とは漢の祖を受け、その) の時代になると勢力は膨脹して百家争鳴の学を駆け、儒術を専ら尊ぶことを定め、法家はこれより亦没落してしまった。だが國家は政治を離開(はなれる)することは出来ない。学統は儒家のために專一にされ、政権も亦儒家のため授持せられた。太史公の六家を談じた要旨にいう「儒家は博きも要寡く、勞されども功少く、是を以つて、その事は尽く従ひ難く、然れどもその君子父子の礼を序し夫婦長幼の別を列して易うべからず」それは潮流(時流のなりゆ)趨勢に適合しない。儒家の曲諱(曲げて隠す)することは出来ない。仁愛の目的があるが、法律の手段はない。当然効果を収める可能性はない。ここにおいて又法治の一部分を助け、経術を文飾することを借りないわけにはいかぬ。甚しきは春秋の疑惑すべきもの三百篇は諱書(隠書をしる)に当るべきものが有つたという

ことである。なれば論語の「天下を治むべきもの、竟に唐虞を高談する」(あらかまち) 程に紛擾し、上、三代の理想政治の間を推すと、所謂漠より以後、正真正銘の法はなく、ここに至つて始めてである。数千年の礼教の潜勢力は専ら儒家に頼りこれを保全し、その深長の原因はまた此に在るのである。現在礼教の存在を証明することは、再び礼治・法治の二者にいくつかの衝突の例を挙げることが出来る。孟子の載せているものに、「桃心問つて曰く、舜、天子となり、臯陶、士となる瞽瞍人を殺さば、則ちこれ如何」孟子曰く「法を執るのみ」然らば則ち舜禁せざるか、曰く、「それ舜、悪んぞ得て之を禁せん。それ之を受くる所らん」(法によつて天が都へ) 然らば舜これを如何せん。曰く、「舜、天下を棄つること。猶ほ敵蹤(敵れた) を棄つるがごときを視る。竊かに父瞽瞍を負ひて逃げ海滨に遁ひて廻り、身を終うるまで欣然として楽しみて天下を忘れん」(孟子)

「桃心問曰舜為天子臯陶為士瞽瞍殺人則如之何孟子曰執之而已矣然則舜不禁歟曰夫舜惡得而禁之夫有所受之也然則舜如之何曰舜視棄天下猶棄敝蹤也竊負而遙遙海浜而處終身訴之然棄而忘天下」(孟子)

これに由つて覗ると、臯陶は判官で法を執つて処するだらうが、舜はこれを禁止しない。これは法を維持し、舜は天下を棄てて父を負いて逃れた。これは礼教を維持したのである。この二者の衝突

の中にあって孟子はこれがため一弁法を想い出し、雙方をして弊を無からしめた。これは礼教が弱らず敵らざる例証である。又唐代の徐元慶の父・県尉のため殺され、元慶は刀を手にして父の仇に身を縛せられ、罪に帰せられたが如きは当時の表彰すべきか誅すべきかを議したことについては殊に断定し難いのである。礼治・法治の二者の衝突を齎した韓愈は経に抱つて言うに「義は天を同じうせず法令に従せば人を殺せし者は死せしむ」義不同天微法令則殺人者死刑を躊躇すこと甚し。その誅すべきを表彰せば、ここに佔(占と同じで既) といひ禮を褒はすこと甚し」誅其可旌茲謂濫刑甚矣旌其可誅茲謂僭(昌黎先生集第三) 柳宗元言つ 「その表彰すべきを誅せばここに誅といひ刑を躊躇すこと甚し。その誅すべきを表彰せば、ここに佔(占と同じで既) といひ禮を褒はすこと甚し」(柳河東集卷四)

此の二つの儒家の議論に由つてこれを観察すると、礼・法の二者は依然として軒轅(蓋) はない。これは又礼教の腐りなく、破れない一つの例証である。中国は儒教の礼教化に対して牢固に過ぎる程、保守してきた。機械化の法に対するまだ発展を量り尽すことが出来ない。司馬光いう、「士果して道義を知らば、自ら法律と合す。」これも亦中国數千年来の一つ弱点を持った最大の原因がある。だから今日の情勢を形成したのである。しかし子産は伝統的礼を打破したが、ただ彼の政治才能は却て儒家・法家の二者の長所を淹有していた。彼の主旨は主に道徳に在るが他の手段は却て法に在つた。彼

は条文をば公開し被治者（人臣）をして遵循（がう）せしめず、為政者も亦法の外に逃る所はなかつた。これは彼の貴賤平等の教世主義であつた。（太史公後「六家要旨」にいふ。法家は規範）彼は叔向に答えた教世的、「世」の字は広義で「基業」（じぎやく）の鄭国で、これはこの世の字に似合わないが、總括（とめき）である。語の意は時代性を指して言つたものであることがわかる。子産の対処した時代は封建制度の世で貴族尊横の世で「礼は庶人に下らす、刑は大夫に上らす」（礼不下庶人刑不上大夫「禮節尊上」）これは貴族が礼治を利用して彼等の伝統的保障をなし來つたのである。此の不平等の弊害は子産の最も心痛したことろで毅然決然として為改者のいまだ首て行わない所であつて人の敢てなさないところをなし、行きつくところは貴族の敵対の方面に在つて貴族と抗拒（抗拒）（こうきょく）した。常人以上の大胆さがあるばかりでなく、更に上下千古の特別な認識を持つっていた。伝にいう「大人の忠信なる者（即ち忠実にして誠實の者）は從ひて之に与へ、泰侈なる者は因りて之を髡す」（春秋左氏傳）これは勝敗貴族の表徴（たよりわざ）である。彼は子哲を殺し、その屍を周氏の箇道に棄し、その罪状を木に書いて、その屍の上に加えて懲罰（こしめら）（まじめら）を現わした。一貴公子を処置してこのようになったのは、その法の精神を想見することが出来る。当時の封建制度はまだ摧毁（くわす）されていないが、人道上にありては確かに能く平衡に到達され、教世は一時を経つことが出来

るばかりでなく、更に後世の世をも救つことが出来、惜しかな、それが故、後人は此の旨を明らかにせず、一切の刑律を民衆に瞭然たらしめることが出来ない。酷吏はその曲筆（中実を曲げて書く）深文（法縫の適用）を肆にし、嚴刑峻罰の下で情に任せて殺戮を好み、自然法律を視て蛇蝎の如きとなし、良法厚情があつても施すところなく、現在その上、これを往々に微する必要もなく清より以前に論じたのは大清律例書のようである。例えば内容を案んすれば、至つて繁密（繁かじ）である。これを盡くすることは容易でない。清朝は民間にその書を置くことを禁じた。所謂法を守らんとして法を守るべきではない。今、時代の傾向は法の全地球に遍くゆきたり、始めて法が國家の重要な地位を占めていることがわかつたのである。苟も法が無ければ、人々は野蛮の部落として視なそうとしている。法は苟も公開することなく、民権が苟くも保障が無ければ、人も亦、国家制度の不完全を譲るのである。嗚呼、法の國大夫は既に一千年以前に発明し、この世界にあつてどの法の國も此の時より先んずるものはない。法の鼻祖となす。誰が之に異論をはさむものがあろう

注 引用文は文語、説明文は口語である。

(完)